

人と技術の会 運営会則

制 定 令和2年9月10日

最終改正 令和3年6月11日

国立研究開発法人産業技術総合研究所コンソーシアム規程（17規程第44号）に基づいて設置する人と技術の会の運営等に必要な事項について、次のように定める。

（設置）

第1条 国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）九州センターに、人と技術の会（以下「本会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 企業・大学・支援機関等の会員相互の交流、会員企業が抱える様々なニーズや産総研の技術シーズの紹介等により、会員企業の課題を明確化させるとともに、企業の新製品開発に向けた着想のヒントや、企業間連携の契機を提供し、課題解決の糸口を見出す支援を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 産総研シーズに関する講演会等の開催
- 二 企業・大学等の訪問・見学会の開催
- 三 最新技術や研究の動向、国の施策に関する情報提供
- 四 その他、本事業の目的を達成するために必要な事業

（会員）

第4条 本会の会員は、第2条の目的に賛同し、入会を希望する者で、法人会員、個人会員からなる。

- 一 法人会員は、法人又は団体（大学・大学院・高専は除く）とする。法人に所属する者が入会の際は、原則として法人会員とする。
- 二 個人会員は、法人会員以外で本会の趣旨に賛同する個人とする。

（入退会）

第5条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長あて提出するものとする。なお、入会申込は、Web上から入力フォームへの登録によっても行うことができる。前条の規定に該当する者で、その者の入会を適当と会長が認めた場合、会員として加入することができる。

2 本会を退会しようとする会員は、その理由を付した書面をもって会長に届出るものとする。

3 2年度以上にわたり事務局からの連絡が取れない状況となった場合は、退会と見なす。なお、ここでいう「連絡が取れない状況」としては、下記の例等を想定する。

- ・総会の出欠に確認依頼に対する返事がない
- ・送付した郵便物やメールが宛先不明となる
- ・登録されている電話番号に電話をしても繋がらない

(会員の権利及び義務)

第6条 会員は、次の各号の権利を有する。

- 一 第3条に定める事業に参加すること。
 - 二 第11条に定める総会に参加し、議決権を行使すること。
 - 三 本会の活動方針や活動内容等に対して意見および提案すること。
- 2 会員は、本会の定める規約その他本会の運営に係る諸規程及び総会又は企画委員会の議決を遵守するものとする。

(企画委員会及び企画委員)

第7条 本会の活動内容を企画・立案するため、若干名の企画委員からなる企画委員会を置く。

- 2 会長は、本会の運営上、必要と認められるときに企画委員会を開催することができる。
- 3 企画委員会の委員長は、会長が務める。
- 4 企画委員は、会長の指名する会員で構成される。
- 5 企画委員会の事務は第16条に規定する事務局が行う。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
 - 二 副会長 若干名
- 2 会長は産総研九州センター所長が務める。
 - 3 副会長は会長が会員の中から選任し、総会の承認を得る。
 - 4 役員任期は2年とする。但し、再任はさまたげない。
 - 5 役員が任期途中で交代する場合における後任の役員任期は、前役員任期とする。

(職務)

第9条 会長は、本会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(技術顧問)

第10条 本会に技術顧問若干名を置くことができる。

- 2 技術顧問は、会長が委嘱する。
- 3 技術顧問は、本会の運営に関して会長の諮問にこたえる。

(総会)

第11条 総会は原則として年1回開催し、会長が召集する。

- 2 総会の議長は会長が行う。
- 3 総会は次に掲げる事項を審議する。
 - 一 運営会則の変更
 - 二 事業計画
 - 三 事業報告
 - 四 その他会長が特に必要と認める事項
- 4 総会の議決は、出席者の過半数の賛成で決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

(臨時総会)

第12条 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を開催することができる。

(会費)

第13条 本会では会費を徴収しない。

(知的財産権の帰属等)

第14条 会員は、本会の活動において発明等を行った場合は、ただちに企画委員会に通知するものとし、その取り扱いを別途協議の上決定する。

(秘密保持契約)

第15条 本会の事業では原則として秘密情報を取り扱わない。

2 会員は、秘密情報を開示する必要がある場合には、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し当該開示情報の取り扱いを定めるものとする。

(事務局)

第16条 本会の運営に関する事務は、産総研九州センター産学官連携推進室が行う。

(事業年度)

第17条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(補 則)

第18条 運営会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

本会則は、令和2年9月10日から施行する。

附 則 (一部改正)

本会則は、令和3年6月11日から施行する。